

Key Word から探る税理士業務

司法改革—補佐人



加藤俊也

税理士・公認会計士
ITコーディネータ



寺西雅行 税理士



税

理士は補佐人として、裁判所の許可を得ることなく届け出るだけで法廷に立てるようになった。『出廷陳述権』とも呼ばれ、改正税理士法以前の補佐人（輔佐人）とは大きく性格を異にする。改正税理士法2条の2で「補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述することができる」権利が明文化されたからだ。

一方、改正以前の補佐人は?というと、裁判所に申請する必要があったし、補佐人イコール訴訟当事者の介添人的な見方がされていて、裁判所から許可が出ることはほとんどなかった。果敢に挑戦してきた税理士がいわば苦汁を飲まされてきたわけだ。

補佐人としての法的地位の確立は司法制度改革の流れに沿ったものもある。ひと足早く成立した改正弁理士法では陳述に加えて「尋問」という文言がみられた。これに対して改正税理士法には「尋問」がなかったため、当初は法曹界で「税理士は尋問まで求めているの?訴訟テクニックの一つである尋問ができるの?」という声が聞かれた。

だが今回、取材を進めると、既に改正前に税理士が補佐人となって証人尋問していることが分かった。もちろん、改正法においても尋問はできる。ただし、納税者に不利益とならないような慎重な対応が必要となるのはいうまでもない。また、書面準備においても税理士がどれだけ尽力できるかによって、訴訟の流れも左右しかねない。改正前、改正後それぞれの補佐人経験がある税理士にその役割を聞いた——。

大半が発生基準とは何かといった財務諸表論や、簡単な設例を入れた税額計算などに充てられた。

なかでも争点となった収入すべき金額(所法36)については、「銀行からの借入金は何の役務も提供していないから収入金額にはなりません」というような例を出して、何度も何度も説明したという。

こうした甲斐あって、1審では時間基準という会計用語を使って納税者の主張が認容された。だが一転して2審は収入の原因となる法律関係が成立しているなどとして逆転敗訴。最高裁もこれを支持した。「弁護士は勝訴に持っていくテクニックが必要で

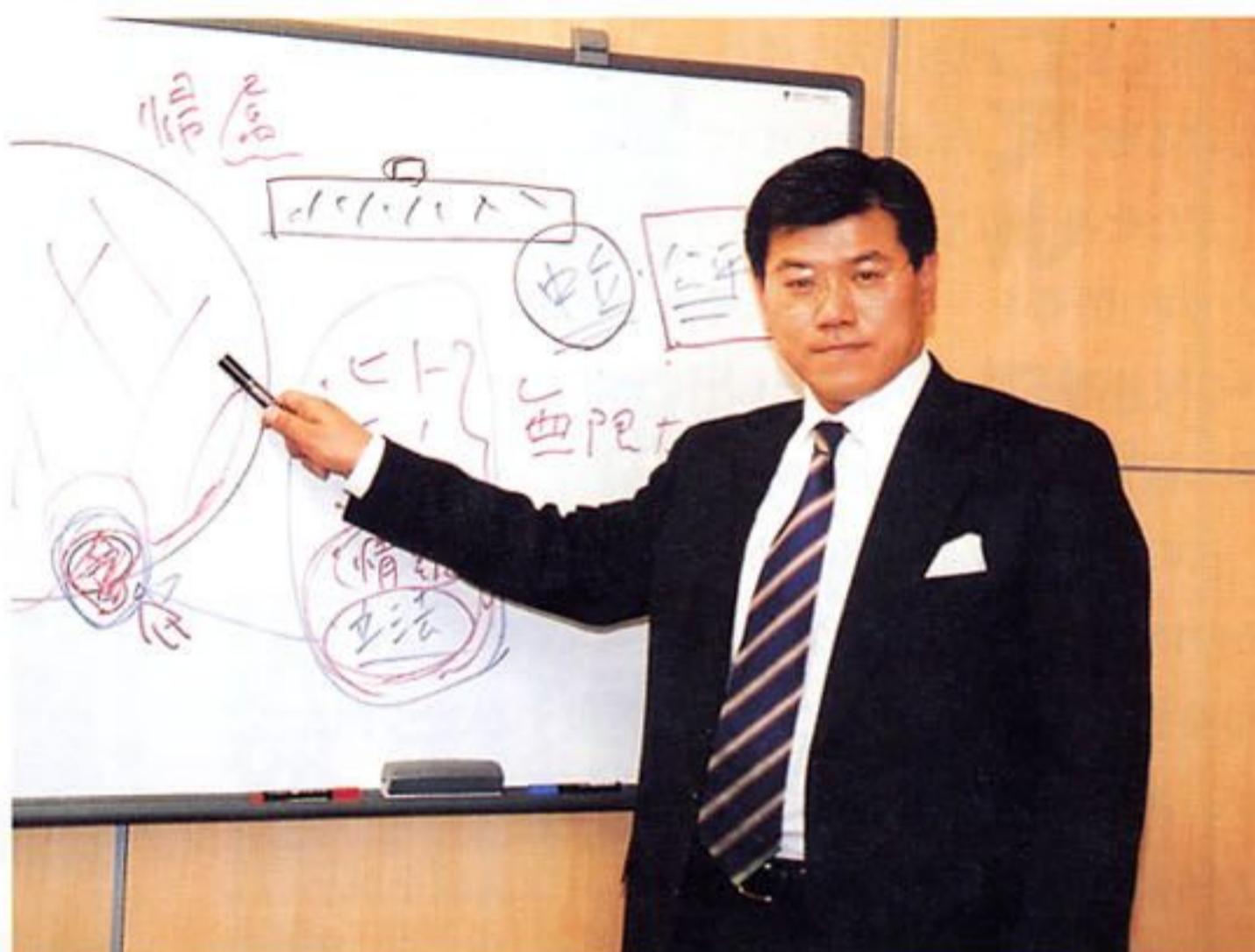
すが、税理士はそこまで必要ないと思います。ただそのプロセスで、税法上何が問題なのかを説明し、会計面でもここを追求したほうがいいとか、どんどん弁護士に提言していくべきです」

それが、納税者と一番密接な関係にあって、申告から審査請求まで関与してきた税理士の務めでもあるという。

「そうしないと、法的形式に終始し、税務や会計とは関係ないところで判決が出る可能性があります。裁判官が勝訴の判決を書けるような理論を提示できるかどうかがカギを握るようです」

税法は経済の中の一部だという認識が必要

近畿税理士会浪速支部
寺西雅行 税理士



「経済全体のなかでみると、税法の世界はほんの一部でしかないことを(税理士が)良く分かった上で、税法に精通していかなければなりません」

改正税理士法スタート後の勝訴判決で初めて補佐人として名を連ねた寺西税理士が、今回の法廷活動を通して学んだ教訓である。

● 税務の慣例を打ち破り実体法で勝つ

贈与された土地の帰属をめぐる争い——。税務署は母から長男に名義変更された時点で贈与税と無申告加算税の賦課決定を行うが、長男は既に父親

が亡くなるずっと前に実質所有者の父から贈与を受けていた土地であるとして訴えた。

相続税基本通達によると、贈与登記=課税とみるのが税務の慣例(同1・1の2共-10)。だが、民法は違う。「贈与は…一方が…与ふる意思を表示し、相手方が受諾を為すにて効力を生ず」(同549)。

経済全体からみるとこうなる。贈与の一方、つまり①誰に帰属していた財産かがまず前提にあって、次に相手方への②ものの動きがあり、③それに対する課税——という流れだ。

Key Word から探る税理士業務

「ここで、母親に帰属していた財産であるという①の前提さえ崩れれば、②から③のすべてがなくなってしまいます」

税理士は③の出口から入って、贈与で登記すれば、当然贈与税の対象になると税務の慣例に縛られがちだ。が、今回の訴訟では、税務の土俵から降りて、入り口の帰属一本に的を絞って争ったという。

これに対する東京地裁の判断は、実質からみて「母のものではないので母から長男への贈与はなかった」というもの。国は控訴を断念したことから、同判決が確定した。

● 裁判所の常識に風穴を開ける!?

「税理士が補佐人として法廷に立つとき、弁護士に税法だけを任せたと思うと、ますます視野が狭くなってしまう。法廷に立つ前に(いったん)横に目尻を広げる努力をしたほうがいいでしょう」

またその一方で、課税の公平といいながら、ヒト・モノ・カネ・情報を一元管理し、それを無限大に活用できる税務署と比べると、もともと税理士は不公平な状態に置かれていると分析する。

この状態を克服するため、寺西税理士が実践するのは、行政関連法規などを駆使して、納税者に不利益をもたらさない適正な納税を実現すること。例えば、「更正の“嘆願”ではなく“請願”」というのは、憲法16条を根拠とする請願法で公務員は請願を誠実に処理しなければならないと規定されているため。

「自主申告といっても納税者は義務ばかりです。で

も、公務員の方にも徴税以外の義務があることで、我々の自主申告が担保されているのです。法廷はそのベースを確立する場でもあるのです」

実はその法廷でも不公平はあり、国側は5、6人の指定代理人がつくのが当たり前なのに、納税者側は弁護士1人のことも。ようやくこの不公平に気づいて、せめて税理士も、となつたのが今回の改正税理士法による補佐人制度だ。

だがまだまだ、おかしな裁判所の常識が残っているようだ。寺西税理士が指摘したのは、双方代理禁止があるのに、同一の証務検事が税務署と国税不服審判所の両方の代理人を兼務していること。

「外部にいる税理士が一般国民の目で疑問を投げかけることが法廷に風穴を開けることになりますし、弁護士にとっても刺激になるはずです」



●取材を終えて……

補佐人となって勝訴判決を勝ち取った経験のある税理士に体験談をお聞きした。勝訴の秘訣として、一方は税務・会計のテーブルに引っ張りこむことを指摘し、もう一方は税法だけに固執しないで広い視野をもつことを挙げた。一見、相矛盾するようにも思えるが、裁判官に実質をみてもらうためには、時には税務の土俵に上がってもらったり、時にはその土俵から降りて争うといった臨機応変な対応が求められるということではないだろうか。

改正当初は「税理士に訴訟テクニックはあるの?」といった否定的な声も聞かれたが、むしろ税理士に望まれているのは技術論ではなく(あったほうがいいかもしれないが……)、法曹界に世間の常識を持ちこむことではないかと思われた。そうであれば、納税者の身近にいて納税者の事情を一番良く知る税理士が法廷に立つ意味は大きい。また法廷に立つことに躊躇することなく当たり前となっていくことが司法改革の一歩ともなりそうだ。